

科目名	債権各論	科目責任者	宮崎 淳
課題と試験担当教員	宮崎 淳		
履修方法	T テキスト学習		
ナンバリング	CLAWP420		

## ■ 科目概要

本科目は、民法第3編債権のうち第2章契約、第3章事務管理、第4章不当利得および第5章不法行為を対象とする。科目の内容は、契約と不法行為の領域が中心となるため、民法総則等の分野と比べて、より具体的で身近に感じる部分も少なくない。また、契約法と不法行為法は、すべての法領域の基礎となる概念や規範を含んでいると言われる。この意味において、債権各論から民法全体を俯瞰することも有意であると思われる。

契約法については、現在、債権法改正の作業が本格的に進んでおり、近い将来、全面的な改正がなされる可能性が大きい。そのため、できるだけ法改正の動向を視野に入れながら、現行法の理解を深める必要がある。一方、不法行為法は、法のフロンティアといってよいほど、民法の中でも最も変動が激しい領域であるため、新しい判例や学説も数多く出現している。それゆえ、これらの判例・学説の関連性を見据えながら、変動の基底部分に流れる理念を把握することが重要である。

当科目においては、制度・条文ではその趣旨を理解すること、解釈論については判例・学説の見解を前提として、それらに対立する場合にはその原因を探求することに留意して、日々の学習を進めてほしい。

## ■ 到達目標

- 1) 契約法および不法行為法を中心として、基本的な論点についての判例および学説の考え方を説明することができる（成績評価Bレベル）。
- 2) 契約法および不法行為法の諸制度が現代社会でどのように機能しているか解説できる（成績評価Bレベル）。
- 3) 基本的な論点について、判例および学説の解釈を踏まえたうえで、自分の見解を根拠を示しつつ論述することができる（成績評価Aレベル）。

## ■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
Lecture 1 契約序説	I 契約とは何か II 契約の成立
Lecture 2 契約の効力	I 契約の本体的効力 II 契約の有効要件 III 双務契約上の債務における牽連関係 IV 第三者のためにする契約
Lecture 3 契約の解除（その1）	I 契約の解除とは II 契約解除と類似の制度 III 法定解除権 IV 解除権の行使
Lecture 3 契約の解除（その2）	V 法定解除の効果 VI 約定解除 VII 解除契約
Lecture 4 贈与・売買(1)	I 贈与 II 売買(1)
Lecture 5 売買(2)その1	I 売主の担保責任（その1）
Lecture 5 売買(2)その2	I 売主の担保責任（その2）

学習範囲 該当する章など	学習内容
Lecture 6 売買(3)・交換	I 買主の義務 II 買戻し III 交換
Lecture 7 消費貸借・使用貸借	I 消費貸借 II 使用貸借
Lecture 8 賃貸借(1)	I 賃貸借の意義・性質 II 民法上の賃貸借と賃貸借特別法 III 賃貸借の成立 IV 賃貸借の効力
Lecture 9 賃貸借(2)	I 賃借権の対外的効力 II 賃借権の譲渡・賃借物の転貸 III 賃貸借の終了
Lecture 10 賃貸借(3)	I 宅地・建物・農地の賃貸借特別法 II 借地借家法における借地関係
Lecture 11 賃貸借(4)	I 借地借家法における借家関係 II 農地賃貸借の特別法
Lecture 12 雇用・委任	I 雇用 II 委任
Lecture 13 請負	I 請負の意義 II 請負の成立 III 請負の効力 IV 請負の終了
Lecture 14 組合	I 組合の意義 II 組合の成立 III 組合の業務執行 IV 組合の財産関係 V 組合員の変動 VI 組合の解散と清算
Lecture 15 寄託・終身定期金・和解	I 寄託 II 終身定期金 III 和解
Lecture 16 不法行為の基礎理論	I 不法行為の意義と機能 II 過失責任と無過失責任 III 不法行為責任と債務不履行責任 IV 不法行為責任と保険 V 不法行為法と構造
Lecture 17 故意または過失	I 一般的不法行為の成立要件の概要 II 過失 III 故意 IV 過失の立証責任 V 責任能力
Lecture 18 権利侵害と違法性 (その1)	I 権利侵害論から違法性論への展開 II 不法行為二分論の登場 III 権利侵害類型 ――絶対権・絶対的利益とその保護 IV 違法侵害類型 ――相対権・相対的利益とその保護
Lecture 18 権利侵害と違法性 (その2)	V 被侵害利益の要保護性の程度 VI 違法性阻却事由
Lecture 19 損害の発生、因果関係、賠償範囲の画定	I 損害の発生 II 因果関係 III 賠償範囲の画定

学習範囲 該当する章など	学習内容
Lecture 20 不法行為の効果 (1)	I 損害賠償の方法 II 損害賠償請求権の主体
Lecture 21 不法行為の効果 (2)	I 損害賠償の算定 II 損害賠償請求権の性質
Lecture 22 特殊の不法行為 (その1)	I 特殊の不法行為とは II 責任無能力者の監督義務者責任 III 使用者責任 IV 土地工作物責任
Lecture 22 特殊の不法行為 (その2)	V 動物占有者の責任 VI 共同不法行為
Lecture 23 特別法上の不法行為	I 特別法上の不法行為 II 国家賠償法 III 自動車損害賠償保障法 IV 製造物責任法 V 失火責任法
Lecture 24 事務管理	I 事務管理の意義 II 事務管理の成立要件 III 事務管理の効果 IV 準事務管理
Lecture 25 不当利得	I 不当利得の意義および類型 II 一般不当利得の成立要件 III 転用物訴権 IV 一般不当利得の効果 V 特殊な不当利得
	試験

## ■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	試験問題につき、判例および学説の考え方をふまえたうえで、自身の見解について根拠を示し論理的にかつ説得力をもって論述できているか否かを基準とする。
レポート	法制度の趣旨とともに、判例および学説の見解を論じた上で、自身の見解を論理的にかつ説得力をもって論述できているか否かを基準とする。

## ■ 評価方法

- 科目試験：70%
- レポート：30%

## ■ 教科書

**書名：**レクチャー民法学債権各論  
**著者名：**宮崎 他  
**出版社名：**成文堂  
**出版年：**2006.1  
**版：**初版  
**刷：**1  
**ISBN：**4-7923-2503-X

## ■ 参考書

## ■履修上のアドバイス

---

特になし

## ■自習時間

---

【テキスト学習】 レポート作成は、1通につき30時間ほどの努力をしてほしい。このような積み重ねがあれば、科目試験の準備も効率的にできると思われる。

## ■担当者のプロフィール

---

創価大学教授、英国ケンブリッジ大学客員研究員を経て、2007年より現職。博士（法学）。専門分野は、民法および水法。主な著書に『水資源の保全と利用の法理——水法の基礎理論』（成文堂）、『環境用水——その成立条件と持続可能性』（共著、技報堂出版）、『コンメンタール借地借家法〔第3版〕』（共著、日本評論社）、『レクチャー民法学 債権各論』（共著、成文堂）など。